

政令第百二十七号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第二百五号）附則第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

附 則

附則第八条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年四月三十日」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎恭久
内閣総理大臣 安倍晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令

行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第百二十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律

の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令の一部改正

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第一章同条の次に次の二条を加える。

法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の担当

区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね四万から七万まで

を標準として定めるものとする。

第三条の二 法第十三条第二項第一号の施設又は講習会（以下この条及び第四十五条の三において

「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設又は講習会について行うものとする。

指定児童福祉司養成施設等の指定を受けようとする施設の設置者又は講習会の実施者（以下この条において「設置者等」という。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、当該施設の所在地又は講習会の開催地（以下この条において「所在地等」という。）の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者等が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、前項の申請書の記載事項（厚生労働省令で定めるものに限る。）を変更しようとするときは、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。

法第十三条第二項第一号の指定を受けた施設の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

法第十三条第二項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該講習会の開催地の都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要があると認めるときは、その必要な限度で、定期児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関して報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第七項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

都道府県知事は、指定児童福祉司養成施設等につき、第一項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第七項の規定による指導に従わないと、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、指定の取消しを求める場合は、学年の開始月又は講習会の実施月の二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に提出しなければならない。

第二十七条の十二の表第二十一条の五の二十五第二項第二号の項中「ふう。」の下に「次号及び」を加え、同項の次に次のように加える。

第二十一条の五の二十五第二項第二号の項	障害児通所支援事業所	指定障害児通所支援事業者	障害児入所施設	指定障害児入所施設の設置者
---------------------	------------	--------------	---------	---------------

第二条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第七条第一項の項から第十二条第一項の項まで、第十五条第三項の項及び第十六条但書の項を削り、同表第二十三条の二の項及び第二十四条第一項の項を次のように改める。

（医療法施行令の一部改正）

第二十三条	その開設者	主務大臣
第二十四条	その開設者	主務大臣
第二十八条	開設者	主務大臣

第一条第二項中「第七十一条の三第一項」を「第七十一条の四第一項」に改める。

都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第五十六条の三第一項の規定により振興計画の認定をしたとき、又は同条第二項の規定により振興計画の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、選舉なく、厚生労働大臣に報告するものとする。

(社会福祉法施行令の一部改正)

第十二条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条を第二十五条とし、第七条から第十五条までを九条ずつ繰り下げ、第六条第一項中「第十五条」を「第二十四条」に、「第十二条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五条を第十四条とし、第四条第四号及び第五号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条を第十三条とし、第三条の次に次の九条を加える。

(養成機関又は講習会の指定)

第四条 都道府県知事は、法第十九条第一項第二号に規定する養成機関又は講習会の指定(以下「養成機関等の指定」という)を行う場合には、入所の資格又は受講資格、教育又は講習の内容その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。

(指定の申請)

第五条 都道府県知事は、法第十九条第一項第二号に規定する養成機関又は講習会の指定(以下「養成機関等の指定」という)を行う場合には、入所の資格又は受講資格、教育又は講習の内容その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。

(変更の承認又は届出)

第六条 養成機関等の指定を受けた養成機関又は講習会(以下「指定養成機関等」という)の設置者は又は実施者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地又は開催場所の都道府県知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定養成機関等の設置者又は実施者は、厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、そ

(報告)

第七条 法第十九条第一項第二号の指定を受けた養成機関の設置者は、毎事業年度開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項をその所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 法第十九条第一項第二号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項をその開催場所の都道府県知事に報告しなければならない。

(報告の徴収及び指示)

第八条 都道府県知事は、その指定した指定養成機関等につき必要があると認めるときは、その設

置者若しくは長又は実施者に対しても報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、第四条に規定する厚生労働省令で定める基準に照らして、その指定した指定養成機関等の入所の資格又は受講資格、教育又は講習の内容その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者若しくは長又は実施者に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第九条 都道府県知事は、その指定した指定養成機関等が第四条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、その設置者若しくは長若しくは実施者が前条第二項の規定による指示に従わないととき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

(指定取消しの申請)

第十条 指定養成機関等について、都道府県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者又は実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書をその所在地又は開催場所の都道府県知事に提出しなければならない。

(国の設置する養成機関等の特例)
第十二条 国の設置する法第十九条第一項第二号に規定する養成機関に係る第五条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条	第六条第一項	第六条第二項
設置者又は実施者(都道府県を除く。 以下同じ)	設置者又は実施者	所管大臣
申請書をその所在地又は開催場所の書面により、その所在地の都道府県知事に申し出るものとする	所在地	所在地
都道府県知事に提出しなければならない	所管大臣	所管大臣
第六条第一項	第六条第二項	第五条
所在地又は開催場所	所在地	設置者又は実施者(都道府県を除く。 以下同じ)
届け出なければならない	通知するものとする	申請し、その承認を受けなければならぬ
設置者又は実施者	所管大臣	協議し、その承認を受けるものとする
所在地又は開催場所	所在地	協議し、その承認を受けるものとする
届け出なければならない	通知するものとする	報告しなければならない
設置者若しくは長又は実施者	所管大臣	報告しなければならない
設置者若しくは長又は実施者	所管大臣	認めるとき、その設置者若しくは長
指標	指標	認めるとき、その設置者若しくは長
報告しなければならない	通知するものとする	認めるとき、その設置者若しくは長
第八条第一項	第八条第一項	第九条
設置者若しくは長又は実施者	所管大臣	認めるとき、その設置者若しくは長
設置者若しくは長又は実施者	所管大臣	認めるとき、その設置者若しくは長
指標	指標	認めるとき、その設置者若しくは長
報告しなければならない	通知するものとする	認めるとき、その設置者若しくは長
第八条第二項	第七条第一項	第八条第二項
設置者若しくは長又は実施者	所管大臣	認めるとき、その設置者若しくは長
指標	指標	認めるとき、その設置者若しくは長
報告しなければならない	通知するものとする	認めるとき、その設置者若しくは長
第七条第一項	第六条第一項	第九条
設置者若しくは長又は実施者	所管大臣	認めるとき、その設置者若しくは長
指標	指標	認めるとき、その設置者若しくは長
報告しなければならない	通知するものとする	認めるとき、その設置者若しくは長
第六条第一項	第六条第二項	第七条第一項
設置者若しくは長又は実施者	所管大臣	認めるとき、その設置者若しくは長
指標	指標	認めるとき、その設置者若しくは長
報告しなければならない	通知するものとする	認めるとき、その設置者若しくは長
第五条	第六条第一項	第六条第二項
都道府県知事に提出しなければならない	所管大臣	認めるとき、その設置者若しくは長
第六条第一項	第六条第二項	第五条
設置者又は実施者(都道府県を除く。 以下同じ)	設置者又は実施者	所管大臣
所在地又は開催場所	所在地	設置者又は実施者(都道府県を除く。 以下同じ)
申請し、その承認を受けなければならない	所管大臣	申請し、その承認を受けなければならない
開催場所	開催場所	開催場所

			第六条第二項	設置者又は実施者
第七条第二項	実施者	報告しなければならない	届け出なければならない	所管大臣
第八条第一項	設置者若しくは長又は実施者	設置者若しくは長又は実施者	報告しなければならない	開催場所
第八条第二項	指示	設置者若しくは長又は実施者	通知するものとする	所管大臣
第九条	申請	認めるとき、その設置者若しくは長による指示に従わないとき	認めるとき	所管大臣
前条	設置者又は実施者	申出	勧告	所管大臣
(厚生労働省令への委任)	申請書をその所在地又は開催場所の都道府県知事に提出しなければならない	書面により、その開催場所の都道府県知事に申し出るものとする		開催場所
第十二条 第四条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他養成機関等の指定に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。				

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第十一条第一項の指定を受けた臨床検査技師養成所（以下この項及び第十五条第二項において「指定養成所」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第三章 同様に後段として次のように加える。

第三十三次の一覧と加えら。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を専事労働大臣に報告する。

[第十四条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に改め 同条第三項中「主務大臣」を「行政庁」に

第十五條中 「**主務大臣**」を「**行政院**」に、「**第十條**」を「**第十條第一項**」に改め、**同條に次の一項**を加える。

定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣が前項の規定に従うと認めたときは、当該指

第十六条中「主務大臣の」を「行政庁の」に、「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経

第十七条の表以外の部分中「第十一條」を「第十條」に改め、同条の表第十一條の項中欄中「そ

つては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十六
条二項にて同様。」と置換して「三者にて同一」と「文部省」

に改め 同項の前に次のように加える。

二項
養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない。

第十七条の表第十二条第一項の項中欄に「その所住地の都道府県知事を經由して主務大臣」を行政令に改め、「ならぬ」の下に「。」。二の場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、

その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同表第十二条第二項の項目欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務

大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に――この場合には、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない――を加え、同項下欄中

第十二条 二の項
二の項 次を第一項

第三項 展出 通知

ものとする
所管大臣が厚生労働大臣である場合は、所管大臣たただし、該指定養成の

この限りない

3.2 前項の場合においては、医療法施行令第四条の四の規定は、適用しない。

第一項の場合においては、「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、指定都市の市長は、病院の開設の許可をしようとするときは、「あらかじめ、第三十条の四第一項に規定する医療計画の達成の推進のため、開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めるべきではない」と、同条第二項中「同様とする」とあるのは「同様とする」。この場合において、同項中「病院の開設」とあるのは、「病床数及び病床の種別の変更」とする」と、同法第七条の二第一項中「において」とあるのは「において、前条第一項又は第二項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事が」と、「認める」とあるのは「認め、前条第一項又は第二項の同意をしなかつた」と、「前条第四項」とあるのは「同条第四項」と、「与えなければならない」と、同条第六項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項まで」とあるのは「第一項の規定により前条第一項若しくは第二項の同意をしないこと」とし、第二項の規定により同条第三項」とする。

五 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉法施行令第三条の二第二項から第七項までを一括り下げる、第四号の次に次の二号を加える。

第一百七十四条の四十九の二第一項中第三十号を第三十一号とし、第五号から第二十九号までを一括り下げる、第四号の次に次の二号を加える。

五 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉法施行令第三条の二第二項から第七項までを一括り下げる、第四号の次に次の二号を加える。

医療法施行令第一条の項及び第二十四条第一項の項及び第二十八条の項	主務大臣	当該病院、診療所又は助産所の開設者で
第三十五条 国立大学法人法施行令(一部改正)		
第二十二条第二項の表医療法施行令第一条の表第七条第一項の項、医療法施行令第一条の表第七条第三項の項及び医療法施行令第一条の表第八条の二第二項及び第九条第一項の項、第十一条第二項の項、第二十四条第一項の項及び第二十八条の項の項を削り、同表医療法施行令第一条の表第二十三条の二の項の項の次に次のように加える。 (国立大学法人法施行令の一部改正)		
第三十六条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令(一部改正)		
第三十七条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令(平成十九年政令第十一号)の一部を次のように改正する。 別表中「第六条」を「第五条」に改める。		
附 則		
(施行期日)		
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三十二条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。		
第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という)前に第二条の規定による改正前の医療法施行令(以下「旧医療法施行令」という)第一条の規定により読み替えて適用する医療法(昭和四十三年法律第二百五号)第七条第一項から第三項まで第十二条第二項、第十六条及び第二十七条の規定によりされた承認又はこの政令の施行の際にこれららの規定によりされている承認の申請で、施行日においてこれらの承認又は承認の申請に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における同法第七条第一項から第三項まで、第十二条第二項、第十六条及び第二十七条の規定の適用については、これらの規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。		

2 施行日前に旧医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する医療法第八条の第二項、第十二条第一項及び第十五条第三項の規定により国、機関に対し通知をしなければならない事項で、施行日前にその通知がされていないものについては、これを、同法第八条の第二項、第九条第一項及び第十五条第三項の規定により地方公共団体の機関に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

第三条 施行日前に医療法第七条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項、第十六条、第十八条並びに第二十七条の規定によりされた許可又はこの政令の施行の際現にこれらの規定によりされている許可の申請で、施行日においてこれらの許可又は許可の申請に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における第三十四条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下「新地方自治法施行令」という。）第七十条の三十五の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項、第十六条、第十八条並びに第二十七条の規定の適用については、これらの規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2 施行日前に医療法第八条の二第二項、第九条第一項及び第二項並びに第十五条第三項並びに旧医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する同法第十八条の規定により都道府県の機関に対し届出及び通知をしなければならない事項で、施行日前にその届出及び通知がされていないものについては、これを、新地方自治法施行令第七十四条の三十五の規定により読み替えて適用する同法第八条の第二項、第九条第一項及び第二項並びに第十五条第三項並びに第三条の規定による改正後の医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する同法第十八条の規定により地方公共団体の機関に対して届出及び通知をしなければならない事項についてその届出及び通知がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日にこれが、これらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により國又は都道府県の機関に對し報告届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に對して報告届出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日から起算して一年を超えない期間内において、医療法第十八条の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が同条の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が同条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 施行日から起算して一年を超えない期間内において、医療法第二十一条の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が同条の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が同条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的試験等に関する政令の一部改正）

第六条 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的試験等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条後段を削る。

（独立行政法人航空訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）

第七条 独立行政法人航空訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第八条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第四百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第四条」を「第三条」に改める。

内閣総理大臣	安倍晋三
文部科学大臣	山本早苗
厚生労働大臣	塩崎恭久
国土交通大臣	太田昭宏
環境大臣	望月義夫

（震災対応のための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。）

御名御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百一十九号

（震災対応のための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。）

内閣は、震災対応のための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和三十七年法律第百五十号）

第四条第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（震災対応のための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。）

第七条第二項中「第十号まで」の下に「及び第十一号の二」を加え、「保育所及び」を「保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）」

第十二条文は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法（部改正法）」といふ）

附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む）が設置したもの（除く。）及び認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（第十二条第一項第一号において「幼保連携型認定こども園等」という。）に改め（除く。）の下に「並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十二条第一項第一号において「特定私立幼稚園」という。）」を加える。

第十二条第一項中「第六号の二まで又は第九号」を「第六号の三まで、第九号又は第十一号の二」に改め、同項第一号中「第四十条又は」を「第四十条若しくは」に「以下この号」を「以下この号」に改め、「児童厚生施設等を除く。以下この号」を「児童厚生施設等を除く。以下この号」に改め、「児童福祉施設」という。）の下に「幼保連携型認定こども園等」を加え、「と。又は」を「と。又は」に「含む。以下この号」を「含む。以下この号」に改め「婦人保護施設」という。）の下に「又は持

定私立幼稚園」を「児童福祉施設」の下に「幼保連携型認定こども園等」を加え、「又は婦人保護施設」を「婦人保護施設又は特定私立幼稚園」に改め、「保育所」の下に「幼保連携型認定こども園等及び特定私立幼稚園」を加え、「被災保護施設、被災老人ホーム又は被災婦人